特定非営利活動法人　どんぐりパン

定　　款

第１章　総則

(名称)

第１条　この法人は、特定非営利活動法人どんぐりパンという。

(事務所)

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都多摩市永山６丁目２１番地の３に置く。

(目的)

第３条　この法人は、地域の障害者・子ども・若者・高齢者とその家族をはじめとする地域住民に対して、生活支援に関する事業をおこない、すべての人々が地域社会において安心して暮らせる社会を目指し、福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第４条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(2) 環境の保全を図る活動
(3) 人権の擁護又は平和の増進を図る活動
(4) 子どもの健全育成を図る活動
(5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
(6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、つぎの事業を行う。

(1)障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
(2)障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業
(3)障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業
(4)児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
(5)その他目的を達成するため必要な事業

第２章　会員

(種別)

第６条 この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1)正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
(2)賛助会員　この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第７条　会員の入会について、特に条件を定めない。

２　会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

３　理事長は、前項の入会申込書の提出があった場合は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

４　理事長は、第２項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第８条　会員は、理事会の議決において別に定めた会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第９条　会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。
(2) 本人が死亡し、または失踪宣告を受けたとき。
(3) 会員である団体が解散又は破産したとき。
(4) 会費を２年以上継続して滞納したとき。

(5) 除名されたとき。

(退会)
第10条　会員は、理事会が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)
第11条　会員が、次の各号の一に該当する場合は、総会の議決により、これを除名することができる。
(1) この法人の定款に違反したとき。
(2) この法人の名誉を傷つけ、又は本法人の目的に反する行為をしたとき。
(3) 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に予め通知するとともに、議決の前に、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)
第12条　この法人は、会員が納入した会費及びその他の拠出金品は、理由を問わず、返還しない。

第3章　役員

(種類および定数)
第13条　この法人に、次の役員を置く。
(1) 理事　3人以上6人以内
(2) 監事　1人以上
2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)
第14条 理事及び監事は、理事会において選任する。
2　理事長は、理事の互選とする。
3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以上の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を越えて含まれることになってはならない。
4　法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
5　監事は、理事または本法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)
第15条 理事は、理事会を構成し、定款の定め、総会および理事会の議決に基づき、業務を執行する。
2 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
3 監事は、次に掲げる職務を行う。
(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
(2) この法人の財産の状況を監査すること。
(3) 前二号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)
第16条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
2 補欠または増員により選任された役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。
3　役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)
第17条　理事又は監事のうち、その定数の3分の1を越える者が欠けたときは遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、当該役員を解任することができる。
(1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき。
(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
2 前項の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、議決の前に、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)
第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 4 章 総会
(種別)
第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)
第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)
第 22 条 総会は本法人の運営に関する次の事項を議決する。
(1) 定款の変更
(2) 事業報告及び収支決算
(3) 役員の解任
(4) 会員の除名
(5) 解散及び合併
(6) 解散した場合の残余財産の帰属先
(7) その他運営に関する重要事項

(開催)
第 23 条 通常総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 カ月以内に開催する。
2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め、召集の請求をしたとき。
(2) 正会員の 3 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面によって召集の請求があったとき。
(3) 監事が第 15 条第 3 項第 4 号の規定により招集したとき。

(招集)
第 24 条 総会は、理事長が招集する。ただし、前条第 2 項第 3 号の規定による場合は、監事が招集する。
2 理事長は、前条第 2 項の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を開かなければならない。
3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも 5 日前までに、書面で通知しなければならない。

(議長)
第 25 条 総会の議長は、出席した理事のうちから理事長が指名する。ただし第 23 条第 2 項第 3 号の請求があった場合において、臨時総会を開催したときは、出席した正会員のうちから議長を選出する。

(定足数)
第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)
第 27 条 総会の議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)
第 28 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3 前項の場合により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。
4 総会の議決について、特別な利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)
第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、保存しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 正会員の現在数
(3) 出席した正会員の数(書面表決者および表決委任者は、その数を付記すること)
(4) 審議事項
(5) 議事の経過の概要及び議決の結果
(6) 議事録署名人の選任に関する事項
2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 理事会
(構成)
第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。
2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)
第 31 条 理事会は、本法人の運営に関する次の事項を議決する。
(1) 事業計画及び収支予算
(2) 役員の選任、職務及び報酬
(3) 会費の額
(4) 事務局の組織および運営に関して必要な事項
(5) 借入金や権利の放棄
(6) 総会に付議すべき事項
(7) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(8) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)
第 32 条 理事会は次に掲げる場合に開催する。
(1) 理事長が必要と認めたとき。
(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から理事会の目的を記載した書面をもって召集の請求があったとき。

(招集)
第 33 条 理事会は、理事長が招集する。
2 理事長は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールでもって、少なくとも 5 日前までに招集通知を発信して行なわなければならない。ただし、緊急に招集の必要があるときは、理事の過半数の同意を得てこの期間を短縮することができる。

(議長)
第 34 条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した者がこれにあたる。

(議決)
第 35 条 理事会の議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2 理事会の議決事項は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 36 条　各理事の表決権は、平等なものとする。
2 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ書面をもって表決することができる。
3 前項の場合により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4 理事会の議決について、特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)
第 37 条 理事会の議事は、つぎの事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（1） 日時及び場所
（2） 理事総数、出席者氏名（書面表決のときは、その旨を記すこと）
（3） 審議事項
（4） 議事の経過の概要及び議決の結果
（5） 議事録署名人の選任に関する事項
2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が記名押印又は署名しなければならない。

第 6 章　資産

(資産の構成)
第 38 条 この法人の資産は次に掲げるものをもって構成する
(1) 設立当初の財産目録に記載された資産
(2) 会費
(3) 寄付金品
(4) 財産から生じる収入
(5) 事業に伴う収入
(6) その他の収入

（区分）
第 39 条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（管理）
第 40 条 この法人の資産は理事長が管理し、その管理方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 7 章　会計

（会計の原則）
第 41 条　この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計の区分）
第 42 条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

（事業年度）
第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（事業計画及び収支予算）
第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに、理事長が作成し、理事会の議決を経て、総会に報告しなければならない。

(暫定予算)
第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定および使用)
第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第 47 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既予算の追加又は更正をすることができる。ただし、変更された内容に関して、理事会は、当該事業年度終了後の通常総会に報告するものとする。

(事業報告および決算)
第 48 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書等の決算に関する書類は、理事長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査および理事会の議決を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の議決を経なければならない。
2 前項の議決を経た事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書等決算に関する書類は、前事業年度の役員の名簿、役員のうち前年に報酬を受けた者の名簿、社員のうち 10 名以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後 3 ケ月以内にこの法人の所轄庁に提出しなければならない。

(剰余金の処分)
第 49 条 この法人の決算において、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)
第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。 ただし、変更された内容に関して、理事会は、当該事業年度終了後の通常総会に報告するものとする。

第８章　定款の変更、解散及び合併
(定款の変更)
第 51 条 この法人が、定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経て、かつ特定非営利活動促進法第 25 条 3 項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。
2 前項の軽微な事項に係る定款の変更を行った場合には、速やかに所轄庁にその旨を届け出なければならない。

(解散)
第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1) 総会の決議
(2) 目的とする特定非常利活動に係る事業の成功の不能
(3) 正会員の欠亡
(4) 合併
(5) 破産手続開始の決定
(6) 所轄庁による設立の認証の取消し
2 前項第 1 号の規定に基づき解散する場合は、総会において出席した正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。
3 第 1 項第 2 号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。
4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。
(残余財産の帰属先)
第 53 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)
第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　事務局
(事務局の設置)
第 55 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)
第 56 条　事務局長は、理事が兼務し、理事長が職員を任免する。

(組織及び運営)
第 57 条 事務局の組織および運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

第１０章　雑則
(公告)
第 58 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲出するとともに、官報により行う。

(細則)
第 59 条 この定款の施行に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則
1 この定款は、この法人が法人として成立した日(以下「設立日」という)から施行する。
2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。その任期は、 第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、設立日から平成 20 年 5 月 31 日までとする。
理事長　　岩﨑孝枝
理　事　　岩森小百合
〃　　佐藤秀子
〃　　吉澤よい子
〃　　中野和子
監　事　　山名和子

3 本法人の設立当初の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、設立日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。
4 本法人の設立当初の事業年度の事業計画および収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
5 本法人の設立当初の会費の額は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
(1) 正会員　(個人・団体)　年会費　　5,000 円
(2) 賛助会員 (個人・団体)　年会費１口 3,000 円 (１口以上)

附則
この定款は、平成２１年３月２５日から施行する。

附則
この定款は、平成２９年６月１２日から施行する。

附則
この定款は、例話６年１１月１４日から施行する。

